愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業入札説明書等 変更箇所一覧

入札説明書

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	9	２（１）セ （ウ） ↓ ２（１）ソ （以下見出し符合修正）	ソ　大規模修繕の取扱い 本施設の大規模修繕については、事業者の提案を踏まえ県と事業者の協議によって定める中長期修繕計画を参考に、県が使用状況等を踏まえ妥当であると判断した場合に、県が劣化した建物及び設備を初期の要求水準に回復させるための修繕・更新を実施するものとします。	（ウ）修繕・更新 事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者が劣化した建物及び設備を初期の要求水準に回復させるための修繕・更新を実施するものとします。
2	12	３（３）ウ （イ）	（イ）提出期間 ａ　持参による場合 2020 年 11 月 17 日（火）から 2021 年２月５日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。） ｂ　電子メールによる場合 2020 年 11 月 17 日（火）から 2021 年２月５日（金）午後５時まで（必着）	（イ）提出期間 ａ　持参による場合 2020 年 11 月 17 日（火）から 2021 年１月８日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。） ｂ　電子メールによる場合 2020 年 11 月 17 日（火）から 2021 年１月８日（金）午後５時まで（必着）
3	16	３（４）エ	エ　応募者等の失格 応募企業等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに（４）イ及びウを欠く事態が生じた場合は失格とすることがあります。 オ　応募者の構成企業等の変更 参加表明書により参加の意思を表明した応募企業、構成企業又は協力企業の変更は原則として認めませんが、参加表明書提出以降、事業提案書受付までの間、県が承認した場合に限り、代表企業を除く構成企業又は協力企業については、変更することができるものとします。構成企業等を変更する場合には、<様式１６>に必要事項を記載の上、提出してください。構成企業等を追加する場合には、追加する企業が上記イ及びウで定める資格要件を満たすことを証明する書類を添付して提出するものとします。	エ　応募者等の失格 応募企業等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに（４）イ及びウを欠く事態が生じた場合は失格とすることがあります。 なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募企業等の変更は原則として認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業又は協力企業については、変更することができるものとします。
4	18	３（６）オ	オ　入札の辞退 応募者が入札を辞退する場合は、＜様式１４＞を 2021 年５月７日（金）正午まで（必着）に、（３）イ（エ）に提出してください。電子メールにより提出する場合には、電子メールの件名欄に、「【愛知県スタートアップ支援拠点 PFI】辞退届」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をしてください。	オ　入札の辞退 応募者が入札を辞退する場合は、＜様式１４＞を 2021 年５月７日（金）正午まで（必着）に、持参又は郵送により（３）イ（エ）に提出してください。

【添付資料１】要求水準書

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	63	第６　１　（９）	エ　修繕・更新とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいい、下記オの大規模修繕を含む。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。	エ　修繕・更新とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいい、下記オの大規模修繕を除く。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。
2	64	第６　２　（１）	（１）業務の目的 本施設における建築物の機能及び性能を維持し、本施設におけるサービスが円滑に提供され、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築物の点検、保守を実施すること。	（１）業務の目的 本施設における建築物の機能及び性能を維持し、本施設におけるサービスが円滑に提供され、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築物の点検、保守、修繕、更新を実施すること。
3	64	第６　３　（１）	（１）業務の目的 本施設における設備の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本施設に設置される設備について、運転・監視、点検、保守を実施すること。	（１）業務の目的 本施設における設備の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本施設に設置される設備について、運転・監視、点検、保守、修繕、更新を実施すること。
4	66	第６　４　（１）	（１）業務の目的 施設運営上必要となる備品等について、点検、保守を行い性能及び機能を維持するとともに、必要に応じて更新を行うこと。	（１）業務の目的 施設運営上必要となる備品等について、点検、保守、修繕を行い性能及び機能を維持するとともに、必要に応じて更新を行うこと。
5	66	第６　４（３）ア	ア　点検・保守	ア　点検・保守・修繕・更新
6	69	第６　８　（１）	（１）業務の目的 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、植栽について、点検・維持・保守・交換処理を行うこと。 落枝、枯れ枝、倒木等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。	（１）業務の目的 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、植栽について、点検・維持・保守・修繕・交換処理を行うこと。 落枝、枯れ枝、倒木等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
7	69	第６　９　（１）	（１）業務の目的 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、外構施設について、点検、保守を行うこと。 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。	（１）業務の目的 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、外構施設について、修繕等を行うこと。 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。

【添付資料３】様式集及び記載要領

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	1	１（４）ア	①　参加表明書　＜正１部、副２部＞ a. 参加表明書（応募企業用）　（様式４－１） b. 参加表明書（応募グループ用）　（様式４－２） いずれかの様式に代表者が記名の上、提出すること。	①　参加表明書　＜正１部、副２部＞ a. 参加表明書（応募企業用）　（様式４－１） b. 参加表明書（応募グループ用）　（様式４－２） いずれかの様式に代表者が記名捺印し、印鑑証明書を添付して出すること。
2	2	１（４）ア	④　委任状　（様式６）＜正１部、副２部＞ 応募グループでの応募においては、代表企業以外の構成企業ごとに、代表企業への委任状を、各構成企業の代表者が記名の上、提出すること。	④　委任状　（様式６）＜正１部、副２部＞ 応募グループでの応募においては、代表企業以外の構成企業ごとに、代表企業への委任状を、各構成企業の代表者が記名捺印し印鑑証明書を添付して提出すること。
3	2	１（４）イ	①　参加資格要件確認申請書 a. 参加資格要件確認申請書（応募企業用）　（様式７－１）＜正１部、副２部＞ 様式に記載の誓約事項を確認し、応募企業が記名の上、提出すること。 b. 参加資格要件確認申請書（応募グループ用）　（様式７－２）＜正１部、副２部＞ 応募者が応募グループである場合には、代表企業、構成企業、協力企業について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名の上、提出すること。	①　参加資格要件確認申請書 a. 参加資格要件確認申請書（応募企業用）　（様式７－１）＜正１部、副２部＞ 様式に記載の誓約事項を確認し、応募企業が記名捺印の上、提出すること。 b. 参加資格要件確認申請書（応募グループ用）　（様式７－２）＜正１部、副２部＞ 応募者が応募グループである場合には、代表企業、構成企業、協力企業について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
4	5	１（７）	（７）入札参加辞退及び構成企業等の変更に関する提出書類 参加表明書により参加の意思を表明した応募企業、構成企業又は協力企業の変更は原則として認められないが、参加表明書提出以降、事業提案書受付までの間、県が承認した場合に限り、代表企業を除く構成企業又は協力企業については、変更することができるものとする。その際は下記の様式を提出すること。なお、下記の様式以外に県が追加で資料等の提出を求める場合がある。 ①　辞退届　（様式１４）＜１部＞ 入札への参加を辞退する場合に、代表者が記名の上、2021年５月７日（金）正午（必着）までに、提出すること。 ②　参加資格喪失等通知書　＜１部＞ a. 参加資格喪失等通知書（応募企業用）　（様式１５－１） b. 参加資格喪失等通知書（応募グループ用）　（様式１５－２） 応募企業、構成企業、協力企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合に、当該事由の判明後速やかに通知すること。 ③　構成企業等変更届　（様式１６）＜１部＞ 構成企業又は協力企業を変更する際に、提出すること。 構成企業又は協力企業を追加する際には、関係書類を添えて正１部、副２部提出すること。	（７）入札参加辞退及び構成企業等の変更に関する提出書類 参加表明書により参加の意思を表明した応募企業、構成企業又は協力企業の変更は原則として認められないが、県が承認した場合に限り、代表企業を除く構成企業又は協力企業については、変更することができるものとする。その際は下記の様式を提出すること。なお、下記の様式以外に県が追加で資料等の提出を求める場合がある。 ①　辞退届　（様式１４）＜正１部、副２部＞ 入札への参加を辞退する場合に、代表者が記名捺印の上、事業提案書の提出期限日の９時から１７時までの間に持参すること。 ②　参加資格喪失等通知書　＜正１部、副２部＞ a. 参加資格喪失等通知書（応募企業用）　（様式１５－１） b. 参加資格喪失等通知書（応募グループ用）　（様式１５－２） 応募企業、構成企業、協力企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合に、当該事由の判明後速やかに通知すること。 ③　構成企業等変更届　（様式１６）＜正１部、副２部＞ 構成企業又は協力企業を変更する際に、提出すること。

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
5※	14 15 17 22 23 27 29 30 37 41 104 105 106 107	様式２－１ 様式２－２ 様式２－３ 様式４－１ 様式４－２ 様式６ 様式７－１ 様式７－２ 様式１０ 様式１３ 様式１４ 様式１５－１ 様式１５－２ 様式１６	代 表 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （削除）	代 表 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印 ＜添付書類＞ １．印鑑証明書

※【様式１２】入札書については、記名捺印の上、提出してください。

【添付資料４】基本協定書（案）

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	8	第 12 条	第12条　（特定事業契約不調の場合の処理） 事由の如何を問わず、本事業開始予定日までに、甲と事業予定者との間で事業契約が締結に至らなかった場合又は運営開始予定日までに、甲と事業予定者との間で締結済みの特定事業契約が解除され又は未締結の特定事業契約が締結に至らなかった場合、締結済みの特定事業契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、第10条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第1項又は第11条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第1項の規定に従い締結済みの特定事業契約が解除され又は未締結の特定事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。また、特定事業契約が締結に至らなかった理由が乙の責めに帰すべき事由によるものでないと明確に認められる場合に限り、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用（ただし、本事業の入札に係る費用は除く。）について、甲は合理的な範囲でこれを負担するものとする。	第12条　（特定事業契約不調の場合の処理） 事由の如何を問わず、本事業開始予定日までに、甲と事業予定者との間で事業契約が締結に至らなかった場合又は運営開始予定日までに、甲と事業予定者との間で締結済みの特定事業契約が解除され又は未締結の特定事業契約が締結に至らなかった場合、締結済みの特定事業契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、第10条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第1項又は第11条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第1項の規定に従い締結済みの特定事業契約が解除され又は未締結の特定事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

【添付資料５】事業契約書（案）

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	10	第 27 条 第 1 項 (6)	(6) 建設企業による事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結。ただし、保険金請求権に、第76条による違約金の支払い債務を被担保債務とする質権を県のために設定し、保証証券及び質権設定書を県に提出する。係る質権の設定の費用は特定事業者が負担する。	(6) 建設業による事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結。ただし、保険金請求権に、第76条による違約金の支払い債務を被担保債務とする質権を県のために設定し、保証証券及び質権設定書を県に提出する。係る質権の設定の費用は特定事業者が負担する。
2	15	第 34 条 第 2 項 (1)	2　監督職員は、事業契約の他の条項に定めるもの及び事業契約に基づく県の権限とされる事項のうち県が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1) 事業契約の履行についての事業者又は次条の現場代理人に対する指示、承諾又は協議 (2) 事業者が作成した詳細図等の承諾 (3) 設計図書に基づく工程の管理	2　監督職員は、事業契約の他の条項に定めるもの及び事業契約に基づく県の権限とされる事項のうち県が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1) 事業契約の履行についての事業者又は事業者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議 (2) 事業者が作成した詳細図等の承諾 (3) 設計図書に基づく工程の管理
3	別紙 4 別添 1 P. 4	第 10 条 第 3 項 第 4 項	３　ファシリテーターは、主たる活動として、ヒアリング、現地調査、内部協議、協議会に対する提案などを行うものとする。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜行うものとする。ファシリテーターは、これら活動の結果について直接、第三者機関に報告する。また、これら活動は活動への出席者がその議事録を必ず作成することとし、出席者が保管する。この議事録の会員間での共有については、ファシリテーターへの要請者の意向に基づく。 4　協議会の会長は、ファシリテーターによる提案を受けたときは、速やかに協議会に報告して、それを踏まえた具体的な対応策を早急に検討するものとする。そしてその検討結果を、ファシリテーターによる本条第３項による報告とは別に、協議会として第三者機関に報告するものとする。	３　ファシリテーターは、主たる活動として、ヒアリング、現地調査、内部協議、協議会に対する提案などを行うものとする。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜行うものとする。ファシリテーターは、これら活動の結果について直接、第三者委員会に報告する。また、これら活動は活動への出席者がその議事録を必ず作成することとし、出席者が保管する。この議事録の会員間での共有については、ファシリテーターへの要請者の意向に基づく。 4　協議会の会長は、ファシリテーターによる提案を受けたときは、速やかに協議会に報告して、それを踏まえた具体的な対応策を早急に検討するものとする。そしてその検討結果を、ファシリテーターによる本条第３項による報告とは別に、協議会として第三者委員会に報告するものとする。

【添付資料６】公共施設等運営権実施契約書（案）

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	5	第 13 条 第 3 項	3　事業者は、前2項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。	3　事業者は、前3項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。
2	15	第 33 条 第 2 項	2　事業者は、前項の規定に基づき、運営権対象外施設の追加投資、改修又は更新投資を行う場合は、事前に、当該追加投資、改修又は更新投資に関する情報（追加投資、改修又は更新投資の内容・費用等）を県に通知した上で、県の書面による承諾を得なければならない。	2　事業者は、前項の規定に基づき、運営権対象外施設の追加投資、改修又は更新投資を行う場合は、事前に、当該追加投資、改修又は更新投資に関する情報（追加投資、改修又は更新投資の内容・費用等）を県に対して通知する。